

千葉県道路公社の情報公開に関する手数料要綱

(平成14年3月29日制定)

(平成28年6月1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県道路公社の情報公開に関する規程第17条の規定により、開示申出に係る手数料又は開示の実施に係る手数料等について定めるものとする。

(手数料の額等)

第2条 前条の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示申出に係る手数料（以下「開示申出手数料」という。） 開示申出に係る文書等1件につき300円

(2) 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける文書等1件につき、別表の左欄に掲げる文書等の種別ごとに、同表中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示申出者が同一の担当課（所）に相互に密接な関連のある複数の文書等の開示申出を一の開示申出書によって行うときは、当該複数の文書等を1件の文書等とみなす。

3 別表に掲げられていない文書等にあっては、開示の実施の方法又は開示実施手数料は、その都度理事長が定める。

(手数料の納入等)

第3条 前条の手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、現金で納入しなければならない。

(1) 開示申出手数料 開示申出書を提出するとき

(2) 開示実施手数料 閲覧又は交付を受けるとき

2 前項の手数料が納入されたときは、領収書を発行するものとする。

(文書等の写し等交付申請)

第4条 文書等の写し等の交付申請は、文書等の写し等の交付申請書(別記様式)により行うものとする。

2 文書等の写し等の交付数は、開示申出1件につき1部とする。

3 文書等の写し等の送付を求める場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の還付)

第5条 第3条の規定により納入された手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の徴収事務)

第6条 手数料の徴収事務は、千葉県道路公社会計規程の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。